

障支第1782号
令和6年3月8日

指定障害児通所支援事業所 管理者 様

埼玉県福祉部障害者支援課長
鈴木 淳子（公印省略）

児童発達支援及び放課後等デイサービスに係るガイドラインに基づいた
自己評価等（令和5年度実施分）について（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業においては、自己評価結果及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）について、概ね1年に1回以上インターネット等で公表することが義務付けられています。

貴事業所におかれましては、下記のとおり、御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 県への報告

（1）報告方法

埼玉県電子申請・届出サービスにて以下のURLから入力をお願いいたします。

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=68206

（2）報告期日

令和6年4月12日（金）

2 注意点

- 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに指定を受けた事業所は、今回は報告する必要はございません。
- 自己評価結果等の公表が未実施の場合、令和6年4月1日以降「未公表月から未公表状態が解消されるに至った月までの間、障害児全員について減算（所定単位数の15%）が適用されます。
- 県福祉監査課が実施する実地指導等において、評価の取組状況を確認します。

担 当 地域生活・医療的ケア児支援担当
TEL 048-830-3317